

東近江行政組合消防本部の組織に関する規則

昭和50年5月1日
中部地域消防組合規則第6号

改正	昭和55年4月1日	規則第1号	平成12年9月25日	規則第8号
	昭和59年3月31日	規則第1号	平成16年3月10日	規則第2号
	昭和60年4月1日	規則第3号	平成17年3月23日	規則第7号
	昭和61年3月27日	規則第1号	平成18年3月22日	規則第6号
	平成元年3月27日	規則第1号	平成18年8月25日	規則第9号
	平成2年3月23日	規則第3号	平成19年3月26日	規則第1号
	平成3年3月1日	規則第3号	平成22年3月18日	規則第5号
	平成3年3月28日	規則第8号	平成23年4月1日	規則第2号
	平成4年3月31日	規則第4号	平成24年9月27日	規則第5号
	平成8年3月29日	規則第2号	平成26年3月13日	規則第1号
	平成10年3月31日	規則第1号	平成28年9月9日	規則第16号
	平成12年3月31日	規則第4号		

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第2項の規定に基づき、東近江行政組合消防本部(以下「消防本部」という。)の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平18規則9・一部改正)

(消防長)

第2条 消防本部の長は、消防長とする。

(組織)

第3条 消防本部に次の課を置き、課にそれぞれ次の係を置く。

総務課 庶務係 人事係

予防課 予防係 指導係

警防課 警防係 調査係 救急係

指令課 指令管理係 第1部指令管制係 第2部指令管制係

2 消防本部に訓練センターを置き、その所轄は警防課とし、訓練センターに次の係を置く。

施設管理係

第1部高度救助係

第2部高度救助係

(平17規則7・平28規則16・一部改正)

(分掌事務)

第4条 課及び係の分掌事務は別表のとおりとする。

(事務分掌に関する特例)

第5条 消防長は、特別又は緊急のため必要のあるときは、この規則の定めにかかわらず事務を処理させることができる。

(次長等)

第6条 消防本部に次長、防災担当監及び主監を置くことができる。

2 課に課長、係に係長その他必要な職員を置く。ただし、必要があるときは、参事、課長補佐、主幹、主査、専門員及び事務職員を置くことができる。

3 訓練センターに所長を置く。

(平19規則1・平22規則5・一部改正)

(補職)

第7条 消防長は消防正監、次長、防災担当監及び主監は消防監、課長及び参事は消防司令長又は消防司令、課長補佐及び主幹は消防司令、係長及び主査は消防司令補、専門員は消防士長をもってあてる。ただし、特別に必要があるときは、この限りでない。

(平19規則1・平22規則5・平23規則2・一部改正)

(職務)

第8条 消防長は、上司の命を受けて消防事務を統轄し、すべての消防職員を指揮監督する。

2 次長は、消防長の指揮を受け、消防本部の所掌事務について、消防長を補佐し、消防長に事故あるときはその職務を代理する。

3 防災担当監は、上司の命を受けて担当事務を掌理し、職員を指揮監督する。

4 主監は、上司の命を受けて特命の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

5 課長は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 参事は、上司の命を受けて担当事務を掌理し、課長より指名あるときは、その職務を代理する。

7 課長補佐は、課長を補佐して課の事務を整理し、課長に事故あるときはその職務を代理する。ただし、課長補佐を置かない課の課長に事故あるときは、課内の庶務を担当する係の係長がその職務を代理する。

8 主幹は、上司の命を受けて担当事務を処理し、担当職員あるときはこれを指揮監督する。

- 9 係長は、上司の命を受けて係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 10 主査及び専門員は、上司の命を受けて担当事務を処理し、担当職員あるときはこれを指揮監督する。

(平19規則1・平22規則5・一部改正、平23規則2・6削除線上)

(職務代理)

第9条 消防長及び次長ともに事故あるときは、総務課長、警防課長、予防課長、指令課長の順によりその職務を代理する。

- 2 前項の規定により処理した事項は、軽易なものを除き遅滞なく消防長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年3月1日規則第1号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則 (昭和60年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和61年3月27日規則第1号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年3月27日規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年3月23日規則第3号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日規則第3号)

この規則は、平成3年3月1日から施行する。

付 則 (平成3年3月28日規則第8号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年3月31日規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年3月29日規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年9月25日規則第8号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月10日規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月23日規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月22日規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年8月25日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月26日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年3月18日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年9月27日規則第5号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月13日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月9日規則第16号)

この規則は、平成28年10月5日から施行する。

別表 (第4条関係)

総務課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 公印の管守に関する事。 2 文書の審査及び管理調整に関する事。 3 消防本部訓令等に関する事。 4 消防本部の企画及び整備計画に関する事。 5 消防予算に関する事。 6 消防財産の維持管理に関する事。 7 補助事業(消防庁舎関係)及び事務手続に関する事。 8 消防行政広報及び年報に関する事。 9 東近江消防団長連絡協議会その他関係団体に関する事。 10 他の課及び課内他の係に属さない事。
	人事係	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事管理の調整及び研究に関する事。 2 職員の任用、服務その他勤務条件に関する事。 3 職員の給与に関する事。 4 職員の分限、懲戒及び表彰に関する事。 5 職員の公務災害補償に関する事。 6 職員の教養に関する事。 7 職員の貸与品に関する事。 8 職員の共済及び福利厚生に関する事。 9 職員互助会に関する事。 10 職員の安全衛生に関する事。 11 職員の損害賠償に関する事。 12 消防長会に関する事。 13 音楽隊に関する事。
予防課	予防係	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防の施策に関する事。 2 火災予防思想の普及に関する事。 3 火災予防広報に関する事。 4 予防査察に関する事。 5 防火組織及び自主防災組織の育成、指導に関する事。 6 広域の防災に関する連絡調整及び広報啓発に関する事。 7 防火管理者の講習及び指導に関する事。 8 文化財の防火に関する事。 9 課内他の係に属さない事。
	指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の規制に関する事。 2 危険物施設の管理指導に関する事。 3 消防用設備等の運用に関する事。 4 火災予防条例の規制に関する事。 5 液化石油ガスその他高圧ガスに関する事。 6 火薬類取締法に基づく事務に関する事。

警 防 課	警防係	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防計画に關すること。 2 災害の警備及び防ぎよ対策に關すること。 3 消防相互応援に關すること。 4 消防装備、消防機械器具及び消防資器材の整備、保全及び配置に關すること。 5 補助事業（消防装備關係）に關すること。 6 警防訓練に關すること。 7 安全運転管理に關すること。 8 消防地水利の設置促進に關すること。 9 救助の報告及び統計に關すること。 10 課内他の係に屬さないこと。 	
	調査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災の原因及び損害調査に關すること。 2 火災現場の広報に關すること。 3 火災の報告及び統計に關すること。 4 火災の原因の開示に關すること。 	
	救急係	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急対策に關すること。 2 救急技術の指導、訓練及び教育に關すること。 3 救急機械器具の整備、保全及び配置に關すること。 4 救急の報告及び統計に關すること。 5 医療機関との連絡調整に關すること。 6 高速道路消防対策に關すること。 	
	訓練センター	施設管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 訓練センターに係る訓練計画及び研究に關すること。 2 訓練センター使用計画に關すること。 3 訓練施設、救助機械器具等の管理に關すること。 4 その他訓練センターに關すること。
		第1部特別救助係 第2部特別救助係	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助対策及び救助活動に關すること。 2 救助技術等の指導に關すること。 3 救助訓練並びに救助業務の計画及び研究に關すること。
指 令 課	指令管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業（通信機器關係）に關すること。 2 課内他の係に屬さないこと。 	
	第1部指令管制係 第2部指令管制係	<ol style="list-style-type: none"> 1 指令業務の調査、研究に關すること。 2 出動指令に關すること。 3 災害通報及び災害広報に關すること。 4 災害の情報収集及び關係機関の情報連絡に關すること。 5 災害に關する気象の予報、情報及び警報に關すること。 6 通信技術に關すること。 7 通信機器の整備、保全に關すること。 	

		<p>8 通信機器の調査、研修に関すること。</p> <p>9 消防情報支援システム及びネットワークの維持管理に関すること。</p> <p>10 電子計算機器の整備、保全に関すること。</p> <p>11 情報の管理、消防統計事務に関すること。</p> <p>12 その他、指令及び通信業務に関すること。</p>
--	--	--

(平16規則2・平17規則7・平18規則6・平22規則5・平24規則5・平26規則1・一部改正)